

日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.
27

2021/5/17

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505

URL <https://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: jashcont@basil.ocn.ne.jp



企業価値を高めよう

— 安全衛生優良企業公表制度への参加 —



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山室 栄三**

コロナ禍で全国的に経済活動や生活、行動などが制限された不自由な日常となっています。ニューノーマルなど変化せざるを得ない社会と生活が続き、これからはネクストノーマルとして新しい価値の創造される社会が予想されます。ますますいつでもどこでも可能となるリモートの会議、教育、講演をはじめ、テレワークによる働き方改革などが推進されるでしょう。非接触型社会の創出であり、考え方が見直され、世の中の価値観も生活スタイルも一変しつつあります。

これらの変化に対応することが、新しい価値を生み出していくことに繋がり企業価値を高める事にもなります。企業価値を高めるためには財務関連事項の効率化や適正化はもちろん必要なことですが、それだけではありません。利用者の満足度の向上、従業員のモチベーションの向上、社会に受け入れられ企業として尊敬されることなどもその一つです。そして最も基本となるのが、そこで働く人々の安全と健康の確保ではないでしょうか。企業と従業員が一体となった取り組みにより、けがや業務上疾病の発生を一掃することが必要です。安全衛生を評価し、改善し水準を高めることにより従業員の安全と健康を確保することになり、経営者も従業員もそれぞれが安心して日々の業務に取り組むことができます。その結果企業価値を高めることに繋がります。

新しい日常の一つとして、今、人々の健康意識が高まっています。企業にとっても社員一人一人の安全健康意識を高め、企業価値を高める機会にしてはどうでしょうか。そのための一つの手段として、厚労省が認定する「安全衛生優良企業公表制度」があります。労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持改善している企業が対象になります。安全衛生関係の重大な法違反がないことやトップの方針表明などの安全衛生全般、メンタルヘルス対策などの健康で働きやすい職場環境の整備などの取り組みが評価されます。認定のメリットは社員を大切にする企業イメージの向上、社員の働く意欲や生産性の向上、取引先や求職者へのPRなど広く社会に認知されます。グローバル展開している企業グループにとっては、日本企業のこれらの取り組みを水平展開することにより、各国では日本企業の取り組みを手本として世界の安全衛生の水準向上にも役立とみられます。

企業の新しい価値を作るために当制度の活用がお勧めです。コロナ禍であっても日々の企業活動は推進しなければなりません。特別なことをするのではなく、毎日実施する業務の中に安全衛生を組み込んでいくことにより定着し、企業の安全文化が生まれてきます。我々安全衛生コンサルタントの務めは、安全衛生の専門家として社会的使命を果たすことでもあります。認定を取得するまでは高いハードルの部分もあるかもしれません。そのような時は私共コンサルタントが企業の一社一社に応じたきめの細かいアドバイスを行い支援をすることが可能です。

今年は企業活動の基本である安全衛生の分野から企業価値を高めてみてはいかがでしょうか。



ご挨拶



東京労働局労働基準部

安全課長 **山崎 琢也**

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

東京労働局安全課長に着任して2年目になります。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働局や労働基準監督署主催の講習会や各種大会等についても、縮小開催や中止としました。その代わりにオンデマンドによるWEB開催とするなど、職員もなれない中、様々な工夫をしてきました。

また、各企業に置かれましても様々な工夫をしながら新型コロナウイルス拡大防止と労働災害防止のための活動の両立を図っていることと思いますが、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省のホームページに各種情報を掲載しておりますので、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、引き続き、職場や職務の実態に即した対策にご協力いただきますようお願いいたします。

都内の労働災害の発生状況ですが、令和2年度は引き続き1万人を超えております。一方で、死亡災害に限ってみると、各事業場における取り組みの結果、近年大きく減少し、令和2年も、一昨年度に引き続き、過去最少となる見込みです。

都内における労働災害の6割を占める第三次産業の災害を減らすためには、高齢者に対する対策が急務であると考えており、エイジフレンドリーガイドラインについて広く事業者に対する周知をお願いするとともに、個別事業場に対するコンサルティングの実施や中小企業に対する支援制度（エイジフレンドリー補助金）についても、併せて周知いただけますようお願いいたします。

労働災害防止のためには、皆様方のような外部の専門家による支援が有効であると考えております。各事業場に対する安全衛生対策に関する助言に感謝するとともに、引き続き、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についても引き続き周知をお願いいたします。

最後に、貴協会支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



「職場における新型コロナウイルス 感染拡大防止に向けた取り組み」



東京労働局労働基準部

健康課長 関 憲 生

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が延長され、その後、宣言は解除されたものの、再び感染者数の増加に伴い、まん延防止等重点措置が取られるなど、収束時期の見えない状況が続いております。

昨年から続いているこのような状況は、社会生活のあらゆる面において影響を及ぼし、飲食産業や中小零細企業等をはじめ様々な業界において、事業の継続が極めて厳しい状況にあります。

また、私共行政機関におきまして、感染拡大防止の観点から、去年は、事業場への訪問中止や集団指導等の実施を制限するなど、業務運営に大きく影響しているところです。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図るため、労働局及び労働基準監督署では、事業者等の皆様と接触するあらゆる機会に、特に留意すべき事項となる、「職場における新型コロナウイルス感染防止のための取り組みの5つのポイント」について確認させていただくとともに感染防止対策の実践例の紹介を行っているところです。

また、労働局では、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、事業者及び労働者の方からの相談等への対応を行っております。

こうした取り組みは、当面継続されることとしており、一つ一つの取り組みを確実に行うことで、一日でも早く事態の収束に向かうよう、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

さて、本年度は、職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ、労働衛生分野における重点課題は、「労働者の健康確保対策、過重労働による健康障害防止対策」、「化学物質による健康障害防止対策」、「熱中症対策」を重点事項とし、取組を推進することとしています。

「労働者の健康確保対策、過重労働による健康障害防止対策」では、「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえた企業本社等への指導とストレスチェック制度に係る取り組みの定着を図るための指導を行います。

「化学物質による健康障害防止対策」では、特に、特定化学物質障害予防規則の改正及び石綿障害予防規則の改正に伴う周知・啓発を行います。

「熱中症対策」では、本年度も引き続き、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に取り組むこととしています。

以上の取組について、事業場における具体的な対策を実施するためには、専門的な技術や知識が求められるところであり、労働安全衛生分野の専門家である貴支部のご理解とご協力は不可欠です。

最後に、貴支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

令和2年度東京支部業務実績

【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

例年労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度の普及に貢献するため、以下の取り組みを行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い活動を縮小または中止となりました。

- ・労働安全衛生コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行、配布(縮小実施)
- ・各監督署、基準協会主催の安全週間・労働衛生週間の趣旨説明会における講演(中止)
- ・全国安全週間に係る各種行事や、産業保健フォーラムに参加し、安全衛生相談コーナーを設置し、安全衛生に関する当支部の各企業などへの支援活動の紹介(中止)

【令和2年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特(安全管理特別指導事業場)、衛特(衛生管理特別指導事業場)の支援

安特、衛特に指定された事業場のうち、1件の事業場の支援業務を当支部が実施し、安全衛生管理上の問題点の把握、改善計画の立案、現場指導を行いました。

2. 厚生労働省委託事業

令和2年度も「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を本部が受託しましたが、各支部での合同説明会は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりました。

3. 受託業務

当会には様々な業種の事業場から労働安全・労働衛生に関するご相談をお寄せいただいています。年間100件を超えるお問合せがあり、その内容は様々ですが、代表的なものは以下のとおりです。なお、令和2年度は、打合せ等においてリモート会議を活用しました。

(1) 受動喫煙防止対策支援業務

4月より改正健康増進法が全面施行となり、東京都並びに各区の受動喫煙防止対策のアドバイザー派遣や、喫煙所設置に関する助言・指導業務などを行いました。

(2) 安全衛生診断業務

金属加工会社、大手材料会社、通信・輸送会社や建設工事現場などの安全衛生診断を行っています。

(3) 安全衛生講演や講習

当会員の豊富な経験を生かして現場の作業の方々や管理職を対象にした教育を提供しています。

(4) 土木工事の安全指導

シールド工事などに係る安全対策業務を継続的に実施しています。

(5) 集合住宅の安全点検

仮設足場や外構工事の安全点検業務を継続的に実施しています。長年に亘って実績を積み上げた業務です。

厚生労働省・東京都委託事業

受動喫煙防止対策事業 — 改正健康増進法施行後の状況



労働衛生コンサルタント 高橋 明彦

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行となりました。

コンサルタント会東京支部が東京都の受動喫煙防止対策事業に係る業務を開始した2019年1月25日から2年強が経過しました。この間の業務は電話相談業務、店舗や事業所のアドバイザー派遣業務、説明会の講師業務及び助成金の審査業務等多岐にわたりました。2019年度は総件数約1960件と担当者は多忙を極めましたが、法施行となった2020年度は約320件と大幅に減少となりました。これは法の規定内容が広く周知され、対応が進んだというよりも、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかったものと思われます。

受動喫煙防止対策は規模を問わず全ての業種(施設)が対象となり、屋内では全面禁煙或は原則禁煙の対応

が必要となります。原則禁煙の場合は屋内に喫煙専用室の設置が必要となりますが、喫煙専用室の3つの技術要件(①喫煙室出入口の気流が0.2m/s以上②壁・天井等による区画③屋外排気)を満たすためには工学的な知識が必要となります。

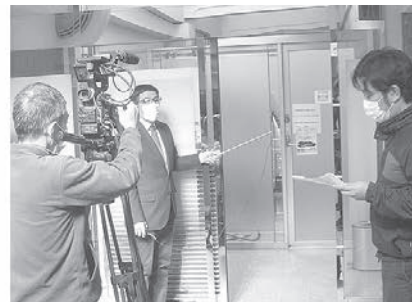
受動喫煙防止対策は施設の管理権原者の責務ですが、管理権原者は喫煙室の発注者であり、実際の設計施工は施工業者が実施することになります。しかし、施工業者が喫煙室の技術要件の理解や技術要件を満足するためにはどのように設計すれば良いのかの把握が十分ではないと考えられる案件が多数見受けられました。

2021年は法律の施行開始年から2年目となりますが、受動喫煙防止対策の周知は未だ十分とはいええず、多くの事業主の方がどう対応したら良いのかまだよくわからないというのが実状と思われます。そこで東京都福祉保健局では受動喫煙防止対策の一層の周知を目的として法律の規定事項及び喫煙室の技術的基準の解説資料をホームページに掲載する予定です。東京支部は技術的基準の解説部分の作成に協力させていただきました。

<技術基準解説の収録風景>



<某喫煙室での技術基準の実際の紹介動画の収録風景>



今年度もコンサルタント会は東京都の受動喫煙防止対策事業を継続支援させていただきます。

喫煙室はあるが法律に適合しているか不安、或はこれから対策を実施したいがどうしたらよいのかわからない場合は、我々労働衛生コンサルタントにお気軽にご相談ください。

令和2年度 各委員会活動報告

企画委員会



企画委員会委員長 藤間 政雄

企画委員会は、東京支部の事業計画及び規約・規程などの改廃等に関する審議、検討事項を常任幹事会へ提案する業務を担当しています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延により対面での企画委員会は、開催していませんが、その間に電子メールでの連絡により「業務部会員の新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」(以下「予防対策ガイドライン」という。)及び「新入業務部会員の所属地区決定方法」の業務部会規程改訂を常任幹事会で審議していただき、幹事会で承認されました。

1. 「予防対策ガイドライン」は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」[2020年3月28日(令和2年5月25日変更)]を踏まえて東京支部では、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図りながら、労働安全衛生に係わるコンサルタント業務を提供していくための対策としてガイドラインを策定しました。特に基本的な感染予防対策を具体的に示し、「三つの密」を徹底的に避け、飛沫感染及び接触感染を防止するための注意喚起をいたしました。今後は、業種別ガイドライン等を参考として、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、コンサルタント業務を実施してまいります。また、予防対策ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する政府の動向を踏まえて、適宜見直すこととしています。
2. 現在の新入業務部会員の配属方法は、業務部会員の所属地区が一部地域に集中してしまい、定例部会開催及び地区業務部会の役員選出時などに支障が生じています。現在の配属方法は、業務部会規程第2条第5項では「自宅・勤務地の所在地、本人希望等を勘案し、幹事会で決める。」とされていました。今後は新入業務部会員の配属を分散させ、業務部会の活性化を図るために「各地区業務部所属会員数を勘案し、幹事会で決める。」を追加改訂しました。

広報委員会



広報委員会委員長 浦山 斉

《東京支部会報第27号の発行に当たって(顧客目線を意識して)》

令和2年度の広報委員会の主な活動は、会報第27号の発行、幹事会議事録の作成、及び各専門委員長等の要請によるホームページへの記事の掲載です。コロナ禍の中で、当広報委員会は第2回以降全て“Zoom”による会合とし、先の各作業を鋭意進めてまいりました。この中で会報第27号の編集には最もエネルギーを費やしました。

一般に会報誌は、同じ組織に所属する人間同士のコミュニケーションツールであり、会員相互の関係強化を目的としています。但し、当支部の会報は、総印刷部数8,000部の内東京支部会員への配布は約500部となっており、その他約7,500部は官公庁、団体、企業など東京支部会員以外の皆様に配布を予定しております。この点において当支部の会報は、会員外の皆様に支部の情報をPRする「広報誌」としての役割を担えるポテンシャルを持っており、今までの会報においても支部の現状や方針、業務実績など、支部の活動を外部の皆様に発信してきております。

ところで、事業場の労働災害防止のため、私共会員の持つ知見や見識は、他にはないものと自負していますが、残念ながら労働安全衛生コンサルタントの知名度、存在感は、今も決して高いとは言えないのが実情です。このような現状から昨年発行の会報第26号から、会員が業務の中で気づいた事業場の皆様に特にお伝えしたいことや、皆様のお役に立つ情報などを「会員活動報告」として掲載を始めました。本号にあっても「会員活動報告」として2編、「Topics お役立ち情報」として2編を寄稿先のご了承を得て掲載いたしました。

今後とも会員外の読者にとりましてもメリットのある情報、顧客目線を意識した情報を発信する会報となるよう工夫を重ねていく所存です。本会報が労働安全衛生コンサルタントの業務や知見、見識をご理解いただく一助となれば幸甚です。

事業委員会



事業委員会委員長 山崎 恵一郎

1. 支部事業への協力

東京支部では、受動喫煙防止対策事業、外国人労働者に対する安全衛生教育の推進など行っておりますが、事業委員会として協力しております。

2. 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部のPR活動

日本労働安全衛生コンサルタント会の知名度向上を目的として、労働基準監督署・労働基準協会へPR活動を行い、会報誌等の配布をお願いしております。また、全国安全週間(7月1日～7月7日)全国労働衛生週間(10月1日～10月7日)に行われる東京産業安全衛生大会や産業保健フォーラムに労働安全衛生コンサルタントが参加して顧客からの相談や会報誌の配布等の活動を行っております。今年度は、コロナ感染症防止を図るために多くの行事が縮小・中止され、十分な活動はできませんでした。

3. 新規技術情報の収集活動

令和2年12月から新規技術情報の会員相互の共有化を目的として、労働安全・衛生コンサルタントとして学んだ公開情報や顧客に提案した新しい情報などを集約して会員用ページ(Alrit)に紹介しております。現在は始めたばかりで少ないですが、今後多くの事例を収集する予定です。

研修委員会



研修委員会委員長 中村 健一

令和2年度の労働安全衛生研修会は、厚生労働省が定めた「第13次労働災害防止計画」の重点事項及び、労働安全衛生法関連法令の改正並びに、労働環境情勢や研修会アンケート等会員の皆様のご意見を考慮し実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため計画通りに実施できず、大幅に変更を余儀なくされました。

令和2年12月東京支部にZoomが導入されましたので、令和2年3月3日実施予定であった令和元年度第5回労働安全衛生研修会は、令和2年度第2回労働安全衛生研修会及び令和3年度第1回労働安全衛生研修会に分けて、リモート方式で実施することになりました。

令和2年度労働安全衛生研修会及び令和3年度第1回労働安全衛生研修会は以下の通りです。

回	開催日	実施方法	研修テーマ（講演時間）	講師（敬称略）
令和2年度 第1回	令和2年7月	研修資料配信 のみ	①「今年度の労働安全行政の動向について」 ②「今年度の労働健康行政の動向について」	東京労働局安全課長 山崎琢也 東京労働局健康課長 関 憲生
令和2年度 第2回	令和3年3月23日	リモート方式	「転倒災害防止対策」	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 上席研究員 大西明宏
令和3年度 第1回	令和3年5月12日	リモート方式	「化学物質等による健康障害防止対策」	みずほリサーチ&テクノロジーズ 株式会社 環境エネルギー第2部 チーフコンサルタント 貴志孝洋

コンプライアンス 委員会



コンプライアンス委員会委員長 中河原 一秀

2019年11月に当支部のコンプライアンス実施規程が制定されました。この規程は、当支部のコンサルタント会員及び事務局職員を対象にして、コンプライアンス（即ち、法令、本会の定款・倫理綱領・行動規範などの順守）を、どのようにして実施するか重点をおいた規程です。

規程に沿い、当支部の常任幹事を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しており、2020年度の活動は次のとおりでした。

1. 毎月1回開催される常任幹事会のなかで、コンプライアンス委員会の場を設け、支部内にコンプライアンス違反が見聞されていないかを質疑し、今期は問題がなかったことを確認しました。
2. コンプライアンスに関する教育周知のため、2020年11月の業務部新入会員向けオリエンテーションの中で周知し、その説明資料を全業務部会員に配布しました。
3. 規程では、支部会員及び事務局職員は、コンプライアンス誓約書に署名提出することが定められており、業務部会員に誓約書の提出を要請しました。
4. 2020年11月には、コンプライアンスの実施状況を内部で点検し、事務所内における秘密情報資料の識別保管など若干の改善すべき点を指摘し、改善措置を事務局に要望しました。その後、これらの措置の完了を確認しました。

コロナ禍における労働衛生コンサルタント活動・産業医活動の新たな取組



労働衛生コンサルタント・産業医 石田 俊光

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、企業活動は大きな変化を迫られました。職場における労働衛生コンサルタント活動・産業医活動も、当然大きな変化を迫られました。今も対応に忙殺されている職域の衛生対策、罹患者や濃厚接触者の労務管理や健康管理などの大きな問題については、学会をはじめ様々な団体が知恵を絞りガイドラインや対策を示して下さっていますが、現場の産業医活動ではまだまだ多くの指針がない問題が残っています。

特に単一企業分散型小規模事業場の事業所では、移動や出張の制限によってさまざまな問題が生じています。本稿では筆者の嘱託産業医活動の中で、① 出張制限下で地方拠点とのコミュニケーションを改善する工夫を行った事例、② 出張制限のみならず全社で在宅勤務80%を達成した企業における若年者のメンタル不調の増加への対策を行った事例、につき紹介させていただきます。

事例①：正規職員だけで500名規模に上る物流企業です。全国に30か所以上の拠点があり、24時間365日稼働されています。安全衛生管理については、年に一回は全国の拠点の担当者を本社に集めて安全衛生教育を行っていましたが、コロナ禍では移動制限のみならず三密対策からもこのような教育活動は不可能です。そこで、従業員への安全衛生教育の観点から、総務部と私が全国の拠点の従業員の方々とをオンラインでつないで、まずは簡単な会議を行っていただきました。契約社員も含めて会議の時点では、職場におられる方々になるべく多く参加していただきました。画面越しですが顔を見ながらざっくばらんにお話しすることで、コロナ禍で地域ごとに異なる環境や従業員の不安などの具体例を聞き出すことができ、職場衛生および健康管理につき様々なアドバイスを実施いたしました。

この企業ではこの経験を生かして、現在は本社での安全衛生委員会内で地方拠点事業所内をタブレット越しに職場巡視する工夫を展開しております。最終的に三密を避けつつ複数の目で職場に危険な個所がないか確認する安全活動にもつながりました。

事例②：グループの総従業員数1500名の情報および人材開発の企業です。各拠点が国内大都市および地方中核都市に広く展開されており、コロナ禍以前はプロジェクトごとに各拠点間で頻繁な出張がありました。昨春の一回目の緊急事態宣言で80%以上の在宅勤務率をクリアしていたのですが、入社1-3年目の社員のメンタル不調が著明に増加しました。全国規模の異動や頻繁な出張も厭わない若者達であるので在宅勤務による閉塞感を強く感じていることも一因ではありますが、産業医面談を繰り返すうちに、在宅勤務下での社内コミュニケーションの絶対量の不足によりラインによるケアが不十分になっていることに気付くことができました。幸いにも経営陣のご理解を得ることができ、本社産業医の私と全国の拠点の面談者の双方ともに在宅で産業医面談を行えるシステムをご構築いただき、オンラインでの産業医面談の日を大幅に増やしました。面談内容には他愛もない話も多いのですが、夏季休暇や正月の帰省すら自粛し、ワンルームマンションで95%の在宅率で仕事をしている若者達の不安感を汲み取ることができ、メンタル不調に早期から介入できる効果を生みました。地方の実家に戻して実家での在宅勤務で復職できたケースもあります。また、ラインによるケアを強化できるよう、上司のみならず総務部などのバックアップ部門からもメンタルケアを行う工夫を行いました。

コロナ禍がいつまで続くか先は見えません。新しい働き方の時代に続々と出てくる新しい問題に、まだまだ対応し続けなければなりません。知識と経験を活かしつつ、常に新しい知見を学習し積極的に対応し続けることが、働く人の安全と健康に資することを目的とした労働衛生コンサルタント・産業医としての使命だと感じます。

タワークレーンが屋上から無くなるまで

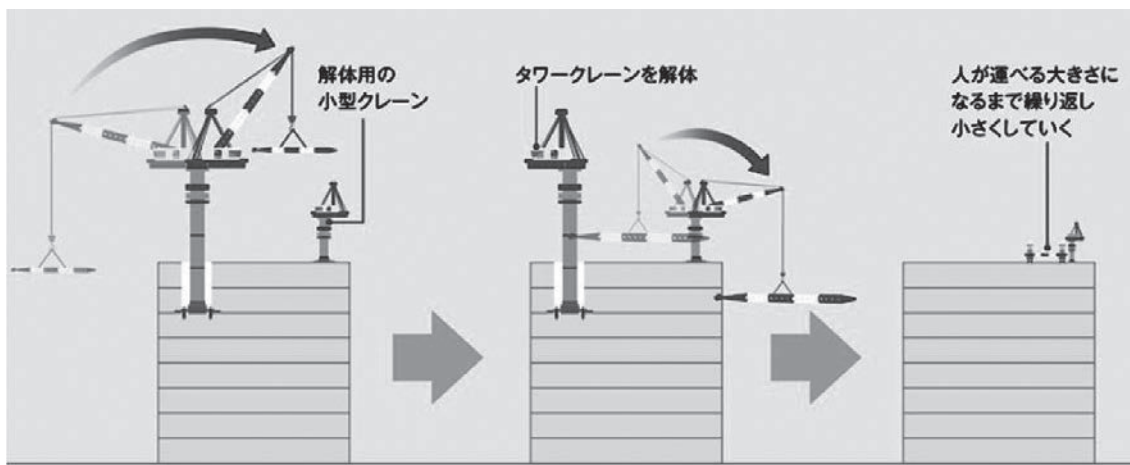


労働安全コンサルタント 野村 肇

東京都内では再開発やオフィスビルの建設現場で、タワークレーンと呼ばれるクレーンを見かけることも多い。タワークレーンは通称名であり、分類上ではクレーン等安全規則の解説に記載されているクライミング式ジブクレーンと呼ばれています。

私が労働安全コンサルタントとして業務を行っている、私のかつての専門をお知りになった方からタワークレーンの解体について質問を戴くことも多くあり、今般折角の機会を得ましたので標記についてご紹介させていただきます。

タワークレーンはあくまでも建物を造るための仮設の機械であり、使用する工事が終了したら解体作業に着手します。大型タワークレーンは部材の重さのこともあり一度に解体することができないので、解体されるクレーンより一回り小さいクレーンを傍らに組み立て解体を実施し、この作業を数回繰り返して、次第に小さいクレーンに置換えていきます。(下図参照)



このステップを繰り返して最後は人力で解体し、建物のエレベータで搬出をして完了します。一見簡単そうな流れですが、地上100m以上の高さでの作業であり、解体作業は事前の計画と熟練の技が必要となります。特に解体計画は、タワークレーンの組立計画と並行して検討を行い、組立計画ができたときには解体計画も大凡完成しています。特に計画で留意すべき点は、当たり前のことですが予定外作業の禁止や悪天候時の作業中止と再開基準を決めることを始め、想定されるリスクを漏れなく織り込んで作成するということです。このリスクとリスクへの対応を解体工事に関わる関係者全員が共有し、作業開始前の直前打合せで再確認し作業に着手します。

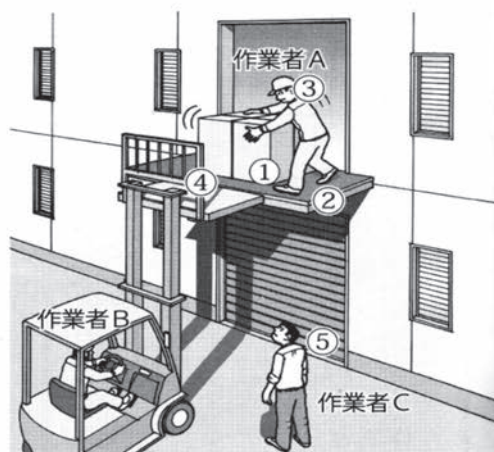
ところで、タワークレーンの解体には解体専用のクレーンが使用されることが多いのですが、解体専用だからといってクレーン等安全規則の適用外となる訳ではなく、つり上げ荷重3トン以上のクレーンは工事着手の30日前までに所轄の労働基準監督署に設置届を提出するとともに落成検査の申請もする必要があります。落成検査を受けて合格し、検査証の交付を受けてから使用開始となります。つり上げ荷重が3トン未満のクレーンについては、使用開始前までにクレーン等設置報告書を所轄の労働基準監督署に報告して使用開始することができます。全てのクレーンが屋上から無くなったからといって安心してはいけません。最後に、つり上げ荷重が3トン以上のクレーンの検査証を遅滞なく所轄の労働基準監督署に返還して完了となります。

「どんな災害が起こる？」 高所への荷物の搬入作業における危険

イラストを見て、作業にどのような危険があるか予測し、危険感受性を向上させるトレーニングを行うものです。労働新聞社発行「安全スタッフ」の記事、東京支部作成、監修の「どんな災害が起こる？」から紹介します。

注意すべきポイントはここ！

- ①パレットから搬入口に荷を移動する際に荷が滑り落ちる可能性がある。荷物だけでなく、作業員A自身も一緒に墜落してケガをする恐れがある。
- ②荷物搬入口には手すりや柵がない。
- ③高所での作業であるが、作業員Aはヘルメット、墜落制止用器具など保護具も着用していない。
- ④本図の状況では荷扱いの時パレット上にも乗ることもありそうである。不安定なパレット上で作業をすると、バランスを崩して落下する恐れがある。
- ⑤作業員Cはこの作業を見ているようであるが、作業指揮をしている様子はない。ヘルメットの着用もなく、行動が不可解である。



安全に作業を行うために考えられる対策の例

- ① ・フォークリフトに差し込まれたパレットは、搬入口の床上にまで持っていき固定する。
 - ② ・作業員Aはヘルメットの着用は必須事項である。状況によっては墜落制止用器具などの保護具が必要になる。
 - ③ ・荷の積み卸しに必要な搬入口には着脱可能な手すりを設け、必要に応じて墜落制止用器具のフックが掛けられるような設備を設ける。
 - ④ ・フォークリフトのパレットへ乗っての作業は原則禁止（フォークリフトの用途外使用の禁止）し、はしご、脚立などを使用する。やむを得ずパレット上で作業するときには、墜落制止用器具を使用するか手すりの付いた墜落防止措置を施したパレットを使用する。
 - ⑤ ・作業員Cが作業指揮者であるならば、あらかじめ作業の安全が確保できるよう周囲の状況などを確認しておき、作業員Aおよび作業員B（フォーク運転者）に指示を出す必要がある。直接この業務に関係ないとすれば、関係者以外立ち入り禁止とすべきである。
- その他
- ・フォークリフトなどの車両系運搬機械を使用するときは作業指揮者を選任する。
 - ・当該作業の作業計画を作成し、周知するとともに、関係者全員によるリスクアセスメントを実施する。

<参考> 安衛法第20条、安衛令第13条3項28号、安衛則第151条の2, 3, 4, 14, 21 など

※解答は一例です。実際の作業場所には他にもさまざまな危険が潜んでいるので、みなさんで考えてみてください。

（監修：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部）

第一法規(株)の「ecoBRAIN Selection advanced」内「環境法令相談室」に寄せられた質問に東京支部会員が回答しています。

労働安全衛生に関する法令相談の中から関係が深いものを紹介します。

【問】安全委員会の構成員は、委員長を除いて、労使半数とする、は労働安全衛生法(以下法と略)第17条の内容でわかりますが、組合の合意があれば労働側は半数でなくてもよい。という意見を聞いたことがある。本当か?

【答】安全委員会の構成員に関し、平成17年1月26日 基安計発第0126002号という行政文書があります。それによると、法第17条第4項は、事業者は、第一号委員以外の委員について、最低基準としてその半数は、労働組合等の推薦に基づき指名しなければならない趣旨であるので、推薦に基づき指名された委員の数が半数を超えても差し支えないとあります。

【問】特別の教育は、社内で行い、記録し、作業員として認定書を発行すれば良いのか?それとも外部の機関で特別の教育を実施しなければならないのか?

【答】特別の教育は危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です(法第59条第3項、労働安全衛生規則(以下則と略)第36条等)。講師に関しては教習科目について十分な知識、経験を有する者とあります(昭和48年3月19日 基発第145号)。事業者は外部機関が実施する特別教育を受講させることができますが自社での実施も問題ありません。特別教育の記録の保存に関しては、事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これを3年間保存しておかなければなりません(則第38条)。認定書について法令の規定はありません。なお、安全衛生特別教育規程があります。学科教育の科目、範囲、時間が決められています。参考にして下さい。

【問】新任の安全管理者、安全衛生推進者への教育は、安全コンサルタント等の資格所有者が実施する必要があるか。一定期間毎に再教育する必要があるか。弊社では、特に資格を所有しない安全担当者が法令に則った教育を実施、その記録を保管している。必要で十分か。

【答】安全管理者の資格の一つに厚生労働大臣が定める研修(選任時研修)修了があります(則第5条)。安全衛生推進者の資格の一つに安全衛生推進者等養成講習修了があります(則第12条の3)。

上記二つの業務担当として選任された労働者は、新任時は研修あるいは講習を修了しています。

選任後の「能力向上教育」に関して法第19条の2第1項で、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、(略)、安全衛生推進者、(略)その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。」とあり、同条第2項に基づき、「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(平成18.3.31改正)があります。

これによれば、能力向上教育実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする、講師は当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者、事業者は実施した能力向上教育の記録を個人別に保存する、実施時期は、初任時、定期(下記基発ではおおむね5年ごと)及び随時(機械設備等の大幅変更時)、時間は原則1日とあります。同指針の別表に教育毎のカリキュラムがあり、自社実施の参考になります。

また、「労働安全衛生教育及び研修の推進について」という基発があります(平成28年10月12日改正)。これは、上記労働安全衛生業務だけではなく、労働者の生涯を通じた各種労働安全衛生教育について記載されています。ご参考までに申し上げます。

東京支部活動記録（令和2年4月から令和3年3月まで）

番号	月日	項 目	場 所
1	5月15日(水)	会報誌No.26号の発行	—
2	4月30日(木)	第11回 幹事会	(メールによる連絡事項通知)
3	6月4日(木)	第12回 幹事会	三田労働基準協会ビル1階研修室
4	6月19日(金)	令和2年度 東京支部通常総会	学士会館
5	7月27日(月)	東京支部労働安全衛生研修会(令和2年度第1回) 「今年度の労働安全行政の動向について」 東京労働局労働基準部 安全課長 山崎琢也 氏 「今年度の労働健康行政の動向について」 東京労働局労働基準部 健康課長 関 憲生 氏	(講演資料配布)
6	7月30日(木)	第13回 幹事会 <中止>	東京支部会議室
7	9月24日(木)	第14回 幹事会	(メールによる審議事項確認)
8	11月1日(日)	業務部会新入会員オリエンテーション	三田労働基準協会ビル1階研修室
9	11月26日(木)	第15回 幹事会	三田NNホール 多目的スペースD
10	3年 1月28日(木)	第16回 幹事会	東京支部会議室(一部リモート)
11	3月23日(火)	東京支部労働安全衛生研修会(令和2年度第2回) 「転倒災害防止対策」 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合 研究所 上席研究員 大西明宏 氏	東京支部会議室(リモート開催)
12	3月25日(木)	第17回 幹事会	三田労働基準協会ビル1階研修室 (一部リモート)

編集後記

第27号会報誌が完成しました。この1年はコロナ禍で始まり、この後記を書いている最中は、第4波の感染が複数の地域で見られています。そのような状況で会報誌の作成作業は、インターネット回線を通じた会議への変化を余儀なくされ、慣れない画面での資料共有等Web会議を習熟することから始まり、会報誌を予定通り完成させることを目標に本日を迎えることができました。これはまさに、職場が一致団結して「作業場の安全・衛生」を考え、工夫していく活動を、作成過程においても同様に体験した次第です。

コロナ禍であっても、社会的インフラ事業やエッセンシャルワーカーの仕事は止めることはできません。どのような状況でも現場で働く方々や、その現場を総括する責任者を支えていく、労働安全衛生コンサルタントの重要性が再認識できた1年でした。

会報誌内には、新たにTopicsとして、関係者へのお役立ち情報と、昨年度から発足したコンプライアンス委員会の報告が掲載されています。

本誌がご関係の皆様へ有益な情報提供となることを祈念致します。

(広報委員会 委員長 浦山斉、委員 藤井孝則、塩家護、澤律子、亀山秀明)

TOPPAN

音声翻訳によるスマホ・タブレット向け多言語コミュニケーションサービス
在留外国人や技能実習生とのコミュニケーションに！！

ボ イ ス ビ ズ

VoiceBiz®

こんなお悩みありませんか？

- ・技能実習生に対する労働条件の説明の際、意図が正しく伝わっているか不安・・・
- ・外国人から新型コロナウイルスについての問い合わせを受けた時に必要な言語の通訳者がいない・・・

VoiceBizの特徴

特徴① 30言語の多言語翻訳

専用アプリに音声やテキストを入力すると、
音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語の中から選択した言語に自動で翻訳し、
音声やテキストを出力します。



入力結果、翻訳結果、逆翻訳結果が表示されるので、正しく翻訳されていることを確認することができます。

風邪の症状や三十七度五分以上の発熱が四日間以上続いていますか？
Have you had symptoms of a cold or a fever of more than thirty seven point five degrees for more than four days?
(風邪の症状が出たり、37.5度以上の熱が四日以上続いたりしていませんか?)

特徴②自治体向けコーパスを搭載

令和元年度までに5年間実施された国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）の委託研究の成果である自治体向けのコーパス（大量の対訳）を搭載しています。
（住民登録／国民健康保険／年金／子育て分野等）

特徴③セキュリティ性の高さ

NICTからライセンスを受けた国産翻訳エンジンのみを利用しています。

本サービスは、通信可能なiOS/Androidのスマートフォン・タブレット端末でご利用いただけます。

お問い合わせ▶

VoiceBiz® 凸版印刷株式会社 重点商材拡販チーム 担当：末松、永野

☎ 03-5840-4051 ☎ 112-8531 東京都文京区水道1-3-3

✉ info-voicebiz@toppan.co.jp / Web : <https://www.toppan.co.jp/biz/social/>

働くルールの情報発信基地、**No. 1**を目指します。

労働新聞

70年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

安全スタッフ

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

労経ファイル

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

安全衛生ノート

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

安全対策の決め手

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL: 03-3956-3151 FAX: 03-3956-1611

労働新聞社

検索

人事労務・安全情報の 最新トレンドを提供!!



オリジナル記事が満載です!!

- ▶労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセー」



研修に使える動画を配信!!

- ▶弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

!!!

現場目線の
厳選コラム

楽しく学べる
動画コーナー

他にない
豊富な
ニュース

スマートフォンにも対応

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(令和3年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	床上操作式クレーン	学科 2日		2日(月)～3日(火)		4日(月)～5日(火)		6日(月)～7日(火)
		実技 1日		4日(水)/5日(木)/6日(金)		6日(水)/7日(木)/8日(金)		8日(水)/9日(木)/10日(金)
	小型移動式クレーン	学科 2日	5日(月)～6日(火)		6日(月)～7日(火)		10/25(月)～26日(火)	
		実技 1日	7日(水)/8日(木)/9日(金)		8日(水)/9日(木)/10日(金)		10/27(水)/28(木)/29日(金)	
	ガス溶接	学科 1日	6/28(月)	7/26(月)	8/26(木)	9/27(月)	10/28(木)	11/25(木)
		実技 1日	6/29(火)	7/27(火)	8/27(金)	9/28(火)	10/29(金)	11/26(金)
	フォークリフト(11時間)	学科 1日	6/28(月)		8/30(月)		1日(月)	
		実技 1日	2日(金)		3日(金)		8日(月)	
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	6/28(月)	7/27(火)	8/30(月)	9/29(水)	1日(月)	11/30(火)
		実技 3日	6/29(火)～1日(木)	7/28(水)～30日(金)	8/31(火)～2日(木)	9/30(木)1日(金)4日(月)	2日(火)4日(木)5日(金)	1日(水)～3日(金)
			3日(土)4日(日)10日(土)		4日(土)5日(日)11日(土)	2日(土)3日(日)9日(土)	6日(土)7日(日)13日(土)	
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	12日(月)		13日(月)		24日(水)	
		実技 1日	13日(火)/14日(水)/15日(木)		14日(火)/15日(水)/16日(木)		25日(木)/26日(金)/29日(月)	
	玉掛け	学科 2日	15日(木)～16日(金)	23日(月)～24日(火)	21日(火)～22日(水)	18日(月)～19日(火)	15日(月)～16日(火)	13日(月)～14日(火)
		実技 1日	19日(月)/20日(火)/21日(水)	25日(水)/26日(木)/27日(金)	24日(金)/27日(月)/28日(火)	20日(水)/21日(木)/22日(金)	17日(水)/18日(木)/19日(金)	15日(水)/16日(木)/17日(金)
	木工機械	学科 2日				14日(木)～15日(金)		
	プレス機械	学科 2日			13日(月)～14日(火)			
	乾燥設備	学科 2日	15日(木)～16日(金)			27日(水)～28日(木)		
	はい作業	学科 2日		10日(火)～11日(水)		18日(月)～19日(火)		2日(木)～3日(金)
	特化・四アルキル鉛	学科 2日	14日(水)～15日(木)	4日(水)～5日(木)	14日(火)～15日(水)	12日(火)～13日(水)	4日(木)～5日(金)	15日(水)～16日(木)
			26日(月)～27日(火)	26日(木)～27日(金)	27日(月)～28日(火)	20日(水)～21日(木)	24日(水)～25日(木)	22日(水)～23日(木)
	鉛	学科 2日	1日(木)～2日(金)			21日(木)～22日(金)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	6日(火)～7日(水)	17日(火)～18日(水)	7日(火)～8日(水)	5日(火)～6日(水)	9日(火)～10日(水)	7日(火)～8日(水)
		実技 1日	8日(木)/9日(金)	19日(木)/20日(金)	9日(木)/10日(金)	7日(木)/8日(金)	11日(木)/12日(金)	9日(木)/10日(金)
特別教育	有機溶剤	学科 2日	12日(月)～13日(火)	2日(月)～3日(火)	1日(水)～2日(木)	14日(木)～15日(金)	15日(月)～16日(火)	16日(木)～17日(金)
			20日(火)～21日(水)	23日(月)～24日(火)	21日(火)～22日(水)	25日(月)～26日(火)	29日(月)～30日(火)	23日(木)～24日(金)
	石綿	学科 2日	12日(月)～13日(火)	2日(月)～3日(火)	1日(水)～2日(木)	12日(火)～13日(水)	4日(木)～5日(金)	1日(水)～2日(木)
			20日(火)～21日(水)	25日(水)～26日(木)	16日(木)～17日(金)	25日(月)～26日(火)	17日(水)～18日(木)	20日(月)～21日(火)
	自由研削	学科・実技 1日	22日(水)	25日(火)	24日(木)	22日(木)	20日(金)	14日(月)
	アーク溶接	学科 2日	1日(水)～2日(木)	7/29(水)～30(木)	1日(火)～2日(水)	9/30(水)～1日(木)	4日(水)～5日(木)	2日(水)～3日(木)
		実技 1日	3日(金)	7/31(金)	3日(木)	2日(金)	6日(金)	4日(金)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		3日(月)		12日(月)		22日(火)
	低圧電気	学科 1日	6日(月)	17日(月)	7日(月)	5日(月)	9日(月)	7日(月)
		実技 1日	7日(火)/8日(水)/9日(木)	18日(火)/19日(水)/20日(木)	8日(火)/9日(水)/10日(木)	6日(火)/7日(水)/8日(木)	10日(火)/11日(水)/12日(木)	8日(火)/9日(水)/10日(木)
受験準備	高圧・特別高圧	学科 2日	30日(木)～31日(金)	31日(月)～9/1(火)	28日(月)～29日(火)	21日(水)～22日(木)	26日(木)～27日(金)	21日(月)～22日(火)
	粉じん	学科 1日	1日(水)		25日(金)		30日(月)	
	ダイオキシ	学科 1日		5日(水)			4日(水)	
	衛生管理者	1種 4日	6/29～2日	27日～30日	24日(月)～27日(木)	28日(月)～10/1(木)		17日(火)～20日(金)
		2種 3日	6/29～1日	27日～29日	24日(月)～26日(水)	28日(月)～30日(水)		17日(火)～19日(木)
		特例 2日	1日～2日	29日～30日	26日(水)～27日(木)	30日(水)～10/1(木)		19日(木)～20日(金)
	X線作業主任者	学科 2日				28日(水)～29日(木)		
	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	20日(月)		17日(木)		17日(火)	
	職長教育	学科 2日	2日(木)～3日(金)	3日(月)～4日(火)	1日(火)～2日(水)	1日(木)～2日(金)	10/29(木)～30(金)	3日(木)～4日(金)
	安全衛生推進者	学科 2日	20日(月)～21日(火)	6日(木)～7日(金)	15日(火)～16日(水)	20日(火)～21日(水)	4日(水)～5日(木)	1日(火)～2日(水)
その他	衛生推進者	学科 1日	17日(金)	28日(金)	14日(月)	16日(金)	20日(金)	18日(金)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	27日(月)～28日(火)	11日(火)～12日(水)	23日(水)～24日(木)	14日(水)～15日(木)	24日(火)～25日(水)	21日(月)～22日(火)
	衛生管理者能力向上	学科 2日				26日(月)～27日(火)		
	KYT研修	学科 1日	6日(月)	17日(月)	14日(月)	5日(月)	9日(月)	7日(月)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。

※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。

※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから

(公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター

〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1

東基連

検索

TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション

年間利用料 1ライセンス 定価99,000円(本体90,000円+税10%)

①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!

情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!

②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!

③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を掲載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



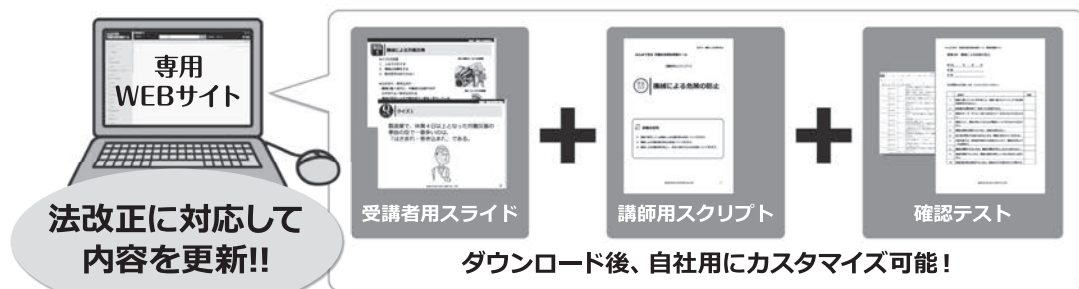
※動作環境についてはホームページをご覧ください。

■CONTENTS (一部)

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つ チェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール



自分の身を守るための最低限の知識を身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新)

※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【価格】年間利用料 初年度

定価52,800円(本体48,000円+税10%)

2年目以降

定価13,200円(本体12,000円+税10%)

商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640